

第2章 県共済会の発足 ～昭和43年から昭和47年(1968年-1972年)～

1 当時の状況

昭和40年代の民間社会福祉施設は、創設者達の奉仕の精神をもとに社会の要請に応えるため、私財を投じて県内各地に誕生していた時代であった。

しかし、この当時は、公的な援助策が充分でなく、施設の建設においても私財はもとより協力者の寄付と借財によって実現されたのである。

これらの民間社会福祉施設に勤務する職員の待遇面は大変厳しく、平均的な賃金といわれている公務員の給料と比べても、とてもその水準には遠く及ばない内容であった。

また、民間社会福祉施設職員の福利厚生事業は、経営者と職員が負担して昭和35年6月に発足した県独自の共済事業と、昭和36年10月に施行された国の共済制度（いずれも第1章参照）の二本立てで支給されていたが、民間社会福祉施設職員の平均的な給料は公務員給料の2分の1程度であったため、二つの制度から支給される退職金を合わせても公務員には到底及ばず、職員本人の負担なしで、公務員並みの退職手当が支給できる内容にしたいとの声が施設経営者の間に高まり、新たな共済制度の確立に向けて行動に移そうとの機運が盛り上がってきた。

2 基金造成の動き

施設経営者の集まりである「民間社会福祉施設連合会」の役員会で、基金造成について様々な論議が重ねられ、この結果、社会福祉法人の負担金に加えて、県や市町村及び関係機関の協力を得て基金をつくり、その果実で退職金がまかなえるような方針で決定した。

そのために役員が協力して、社会福祉法人等（以下「法人」という。）を始め県や市町村及び関係機関に説明し、協賛してもらえるよう運動を展開することとなった。当時、大規模な法人、例えば済生会のように医療や福祉など幅広く事業を行っているところは、自前の給付制度を既に有しているという事情もあった。その一方で、一法人一施設経営のところは、自前の給付制度を持つことはとても困難なため、職員には我慢してもらおうという状況であり、このような法人が大半であった。このため、法人の代表者が力を合わせて職員の処遇改善のため基金づくりに立ち上がった。

その活動の主なメンバーは、本会の設立時に役員として名を連ねられた方々であり、活動の具体的な取り組みは、天竜厚生会理事長の内山信一氏と慈悲庵理事長の影山学氏等が、浜名湖競艇企業団に再三足を運び、施設職員の処遇の実情を訴え支援の協力を得ることとなり、また、県内の市町村や県競輪施行者連絡協議会については、当時静岡市助役で県社会福祉協議会常務理事を兼務していた小川元保氏等が中心となり、積極的に財政支援の呼びかけを行いその実現をみるに至った。

さらに、社会福祉法人等の説得については、明光会理事長の寺田鍬氏、芙蓉会理事長の戸巻俊一氏、有度十七夜山保育所代表の永田泰嶺氏、松涛会理事長の植松ちよ氏及び天竜厚生会常務理事の山村三郎氏等が、地域ごとに施設経営者を集めて説明会を重ね、本会の趣旨について理解と協力を得た。また、県からの助成については、これら施設経営者等の情熱に感動され力強いご支援をいただくことになり、特に、当時の県民生労働部長平野正臣氏の手腕が大きく貢献することとなった。さらに、民間社会福祉施設職員の処遇改善については、県議会の中でもたびたび取り上げられ、この力強い支援もあって、県の前向きな答弁を引き出すことができ、基金づくりの目標達成に大きな弾みがつくこととなった。民間社会福祉施設職員の処遇を改善することが、県民の福祉を向上させることにつながるといふ熱い思いが各方面に広く理解され、効果的な働きとなったのである。

このように、基金の果実をもって退職金を支給するという制度は、全国に先駆けての取り組みであり、この方法は、他県からも高い評価を得ることとなった。

なお、第二次基金造成の陳情書及び県議会本会議における県会議員の質問及び県側の答弁要旨は資料編(55 ページ～)を参照されたい。

3 法人の設立に向けて ～昭和 43 年～

基金づくりの見通しがつき、財政支援を得るためにも法人格を有する組織にすることが必要であると考え、民間社会福祉施設の代表者をはじめ、県及び関係機関の代表者等 12 名による設立発起人会を昭和 43 年 4 月 1 日に発足させ、県側に要望を重ねた結果、昭和 43 年 12 月 18 日付で県の許可を得て、待望の「財団法人静岡県社会福祉事業共済会」が設立された。本年（平成 30 年）をもって、本会は設立 50 周年を迎えることとなった。

設立当初の役員には、設立発起人全員が就任し、初代会長には、天竜厚生会理事長の内山信一氏が就任した。

組織体制としては、定員 12 名の理事による理事会のほか、定員 2 名の監事、定員若干名の評議員による評議員会により構成された。理事の内訳は、会長 1 名、副会長 3 名、理事 8 名であった。

なお、設立趣意書、初代役員名簿は以下のとおりである。また、設立当初の寄附行為及び運営規則については、資料編(58 ページ～)を参照されたい。

財団法人 静岡県社会福祉事業共済会

設 立 趣 意 書

社会福祉事業の中で、民間社会福祉施設に課せられている役割は大きく、地域福祉増進の中核となっていることを認識し、運営の適正確保に努めてきましたが、反面、施設に勤務する職員の共済制度が不備であり雇用就労が不安定で手不足は深刻なものがあります。

このたび、民間社会福祉施設を経営するものを中心となり、財団法人静岡県社会福祉事業共済会を設立し、県、市、町、村をはじめ、関係各位のご協力をいただき職員の資質と処遇の向上をはかり、民間社会福祉施設本来の使命達成に役立てようとするものであります。

昭和 43 年 5 月 10 日

初代役員名簿

会 長	内 山 信 一	社会福祉法人天竜厚生会理事長
副会長	戸 卷 俊 一	社会福祉法人芙蓉会理事長
	寺 田 鏡	社会福祉法人明光会理事長
	影 山 学	社会福祉法人慈悲庵理事長
理 事	植 松 ち よ	社会福祉法人松濤会理事長
	永 田 泰 嶺	有度十七夜山代表
	佐 野 嘉 吉	県議会議長
	荻 野 準 平	県市長会長
	黒 石 覚 雄	県町村会長
	鈴 木 与 平	県社会福祉協議会会長
	小 川 元 保	学識経験者
	平 野 正 臣	県民生労働部長
監 事	山 村 三 郎	社会福祉法人天竜厚生会清風寮長
	杉 本 郁 郎	県町村会事務局長

●公務員と同じ率に●

施設職員に県共済の 退職金の支給始まる



民間社会福祉施設に勤務する職員の退職金は、35年度にできた県下独自の民間退職共済制度と、36年度に制定された「社会福祉施設職員退職手当共済法」による国の制度の二つから支給されてきました。ところが、この二つの制度から出る退職金を合わせても、公務員のそれとはかなりの開きがあって、社会福祉施設に働く職員の確保を困難にしていました。

*** 公務員なみの退職金** そこで、前記の制度とは別に43年4月、公務員なみの退職金を補償する「財団法人静岡県社会福祉事業共済会」が設立されたのです。これは、県補助金のほか市町村、競輪、競艇などの協力を得て、5か年間に2億円の基金を積立て、これから生ずる利子によって運営するものです。

2億円の基金を積立てるにあたり、法人などの負担金は、加入施設の職員の、基本給与の1,000分の22を、加入の月から5年間、納付することとされています。

*** 慶弔金も給付** この制度に加入できる施設は、社会福祉施設職員退職手当共済法の運営にあたる「社会福祉事業振興会」と、退職手当共済契約を締結していることが条件とされています。

もちろん、共済会のおもな事業は、この会に加入している社会福祉法人などの施設に勤務する職員が、退職した時、退職手当金を給付するのですが、職員の福利厚生事業として、慶弔金の給付もすることになっています。

*** 3年間の平均給与が基準** 退職手当金の支

給は、退職時を基点とし過去3年間の平均給与を基準に、公務員なみの率により算出した額を補償するものです。つまり、法により支給される退職金と制度発足前の制度から支給される(この場合、重複する期間を対象とする)金額の合計と新制度で算出した補償額との差額が、新しい共済会から支給されるというものです。いかえれば、これらの支給額の合計が、公務員なみの率で算出した金額だというわけです。

*** 3年以上の勤務者に支給** この退職手当金の支給は、3年以上(1年未満の月数は切捨てる)勤務した者を対象としています。支給の開始は、この制度の発足した43年4月1日から3年たった今月(4月)からおこなわれます。民間社会福祉施設に勤務する職員の退職金の優遇措置が、いよいよ実現することになったのです。

昭和四十三年度 社会福祉施設職員 退職共済制度の充 実に関する要望

民間社会福祉施設職員の処遇の向上は喫緊の要務であります。よって施設職員の退職共済制度の充実とその業務の円滑な実施をはかるため、昭和四十三年度予算において次の点を是非共確保されるよう陳情します。

一、退職手当金の基礎額は現行の一万五千円を引上げ、一万七千円と二万一千円の二本建とされたいこと

退職手当金の基礎額は、現在職種、勤務年限、俸給の額にかかわらず一律に一万五千円とされているが、この額は低く、かつ合理性に欠けるので、次の二本建とされたい。

イ 被共済期間五年までのもの
一万五千円→一万七千円
ロ 〃 六年以上のもの
一万五千円→二万一千円

二、本制度の加入対象範囲を拡大すること。

本制度の加入対象(職員)は、現在法人格の有無にかかわらず、県及び地方公共団体より保護又は育成指導を委託された社会福祉施設に常勤する職員に限定されているが、社会福祉法人の経営又は施設及び社会福祉法人である社会福祉協議会等団体の常勤職員は、すべて対象とするよう範囲を拡大されたいこと。

(範囲の拡大によって対象となる職員数は二、五九四名と見込まれる。)

三、事務委託費の現行一県当り四万円を十万円に増額すること

本制度の都道府県における業務は、都道府県社会福祉協議会に委託されているが、この事務委託費は、一県当り四万円にすぎない。契約件数、被共済職員数、退職職員数が増加し、照会、連絡、指導等の事務量が増加しているのみならず、通信費、交通費などの値上げにより、不足額は一層増大しているため、これを一県当り十万円に増額されたいこと。

昭和四十二年十一月十五日

社会福祉法人

全国社会福祉協議会

会長 瀧尾 弘吉

4 共済制度の特色

本会設立時の共済制度の特色は、次のとおりである。

- ・ 公務員並みの退職金を支給する
- ・ 職員に掛け金の負担はさせない
- ・ 基金の果実により給付金を支給する

この制度は、公務員に準じた退職金の支給率をもって算定した額から、退職手当共済法に基づき支給される退職金の額を差し引いた金額を、本会で補填することを建前として設立されたのである。しかし、支給率は公務員に準じていても、退職金の算定基礎となる基本給に大きな開きがあるため、自ずと退職金の額にも格差が生じ、この格差を少しでも縮め、仕事に励みをもって取り組んでもらうよう長期勤務者を対象に、付加給付金制度や過去勤務給付金制度等を導入し、改善を図ってきたところである。

設立当初は未加入の社会福祉法人等もあったが、基金の安定と制度の充実等により昭和48年4月には、全施設が加入することとなった。

5 本会の退職共済制度の概要

昭和43年に本会が設立された当初の制度は、(1)本会加入時に社会福祉法人等が納入する法人等納付金制度、(2)本会に加入した社会福祉法人等が職員を対象に納入する施設負担金制度、(3)被共済職員退職時に本会から退職手当金が支払われる給付金制度の3つであった。これらの制度について、以下に説明する。

(1) 法人等納付金制度

県内において、民間社会福祉施設及び特定社会福祉事業を営む社会福祉法人等（経営者）が県共済会に加入しようとするときは、本会が定める基準に基づき納付金を納入する。施行は本会設立の昭和43年4月1日からである。

納付金	適用期間
加入する法人等は 加入申込時 5万円納入	自 昭和43年1月1日 至 平成13年3月31日

(2) 施設負担金制度

県共済会に加入した社会福祉法人等が経営する施設及び特定社会福祉事業に従事する職員を対象に、本会が定める基準に基づき負担金を納入する。施行は本会が財団法人として認可された昭和43年12月18日からである。

負担率	適用期間
職員1人につき、本俸月額に1,000分の22を乗じて得た額を、加入した月より5カ年間納入	自 昭和43年12月18日 至 昭和48年3月31日

(3) 給付金制度

社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「共済法」という。）による被共済職員に対し、退職した者の平均本俸月額（退職前6ヶ月間の平均額）に、勤続年数（1年未満の端数は切り捨てる。）に相応する支給率を乗じて得た額から、共済法により支給される退職手当金の額を差し引いた額を、県共済会が補填する制度である。施行は本会設立の昭和43年4月1日からである。

給付率等	適用期間
1. 3年以上勤続勤務した職員が退職した場合に給付。	自 昭和43年4月1日
2. 給付率は、過去3年間の平均本俸月額に対し、最低1.8倍 最高（勤続40年以上）55.0倍	至 昭和48年3月31日

6 静岡県民間社会福祉事業職員共済事業の移管統合～昭和44年～

社会福祉事業の中で大きな役割を占めている民間社会福祉施設にとって、最大の悩みは人手不足であり、その大きな原因は労働条件にあった。

民間社会福祉施設職員の処遇改善を図るため、昭和33年11月12日に開催された県社会福祉大会における決議に基づき、昭和35年6月1日に本県独自の制度である静岡県民間社会福祉事業職員共済事業が発足し、県社会福祉協議会において運用されてきたが（第1章を参照）、本会が設立されたことにより、従来の共済事業は昭和44年2月1日に本会に移管され、昭和48年3月31日をもって新制度に統合されることとなった。

なお、共済事業の移管に伴う引継ぎ文書は、資料編(72ページ～)を参照されたい。